2
技能実習計画
㈠　技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人は、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、主務大臣から当該技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第八条関係）
㈡　認定の基準及び認定の欠格事由を定めることとした。（第九条及び第一〇条関係）
㈢　主務大臣は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、㈠の認定に関する事務を行わせることができることとし、この場合において、実地に検査する事務等を機構に行わせることができることとした。（第一二条及び第一四条関係）
㈣　主務大臣による報告徴収、改善命令、認定の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第一三条、第一五条及び第一六条関係）
㈤　実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならないこととし、主務大臣は機構に当該届出の受理に係る事務を行わせることができることとした。（第一七条及び第一八条関係）
㈥　その他技能実習を行わせることが困難となった場合の届出、帳簿の備付け、実施状況報告等について所要の規定を設けることとした。（第一九条～第二二条関係）

3
監理団体
㈠　監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならないこととした。（第二三条関係）
⑴　一般監理事業（監理事業のうち⑵に掲げるもの以外のものをいう。）
⑵　特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。）
㈡　主務大臣は、機構に、㈠の許可についての事実関係の調査を行わせることができることとした。（第二四条関係）
㈢　許可の基準及び許可の欠格事由を定めることとした。（第二五条及び第二六条関係）
㈣　その他職業安定法の特例、監理費、許可証、許可の条件、許可の有効期間、変更の許可、技能実習の実施が困難となった場合の届出、事業の休廃止、報告徴収、改善命令、許可の取消し、名義貸しの禁止、認定計画に従った実習監理、監理責任者の設置、帳簿の備付け、監査報告、個人情報の取扱い、秘密保持義務等について所要の規定を設けることとした。（第二七条～第四五条関係）

4
技能実習生の保護等
㈠　禁止行為等
技能実習生に対する人権侵害行為等について禁止行為を定めるほか、技能実習生による主務大臣に対する申告を可能とすることとした。（第四六条～第四九条関係）
㈡　補則
主務大臣による指導及び助言、関係者による連絡調整、事業協議会、地域協議会等に関する規定を設けることとした。（第五〇条～第五六条関係）

5
外国人技能実習機構
㈠　機構は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とし、法人として一を限り設立されるものとするほか、機構の資本金、登記、設立、役員、評議員会等について所要の規定を設けることとした。（第五七条～第八六条関係）
㈡　機構は、技能実習に関し2及び3に規定する業務のほか、技能実習生からの相談に応じること等を行うこととし、その他機構の財務及び会計、機構に対する主務大臣の監督等について所要の規定を設けることとした。（第八七条～第一〇二条関係）

6
雑則
㈠　この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とすることとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすることとした。（第一〇三条関係）
㈡　その他権限の委任、職権の行使、国等の連携等について所要の規定を設けることとした。（第一〇四条～第一〇七条関係）

7
罰則
この法律の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けることとした。（第一〇八条～第一一五条関係）

8
施行期日等
㈠　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条関係）
㈡　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三五五号）（内閣府本府）

1　大臣官房等の所掌事務の特例である消費税の転嫁及び価格表示等に関する相談事務の期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条及び第九条関係）

2　この政令は、平成二八年一一月二八日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第三五六号）（財務省）

1　特定同族会社の留保金課税における留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額の計算に係る見直しの施行日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二八年政令第一四六号）附則第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第三五七号）（財務省）

1　連結法人の地方法人税の個別帰属額に加算する額等の見直しの施行日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（地方法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二八年政令第一四七号）附則第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（政令第三五八号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第三一七号）の一部改正関係
消費税率の七・八パーセントへの引上げの施行日が平成三一年一〇月一日とされることに伴い、適用税率についての経過措置等を定めた消費税法施行令の一部を改正する政令の施行日を改正する等の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令の一部を改正する政令附則第一条、第四条、第五条関係）

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二八年政令第一四八号）の一部改正関係
消費税の軽減税率制度の実施に係る施行日が平成三一年一〇月一日とされること等に伴い、軽減税率制度の実施に係る経過措置等を定めた消費税法施行令等の一部を改正する政令の施行日を改正する等の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第一条、第二条、第四条～第一六条、旧消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第一七条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（財務省）

1　連結法人の地方法人税の個別帰属額に加算する額等の見直しの施行日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二八年政令第一五九号）附則第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係
地方消費税の税率の七八分の二二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げの実施時期が平成三一年一〇月一日とされること等に伴い、地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等の施行期日を改正する等の規定の整備を図ることとした。（平成二六年改正令附則第一条、第四条～第八条、第一〇条及び第一一条関係）